

輸出食肉処理施設機能高度化事業 実施要領の制定について

5 畜産第 2229 号
令和 6 年 3 月 28 日
農林水産省畜産局長通知

制 定 令和 6 年 3 月 28 日付け 5 畜産第 2229 号

輸出食肉処理施設機能高度化事業については、先に食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱（令和 5 年 3 月 31 日付け 4 畜産第 2810 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その細部について、別紙のとおり輸出食肉処理施設機能高度化事業実施要領を定めたので、御了知の上、本事業の実施につき適切な指導を願いたい。

輸出食肉処理施設機能高度化事業実施要領

農 林 水 産 省 畜 産 局 長 通

制 定 令和6年3月28日付け5畜産第2229号

第1 趣 旨

輸出食肉処理施設機能高度化事業の実施については、食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業費補助金等交付等要綱（令和5年3月31日付け4畜産第2810号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 定 義

1 食肉処理施設

牛又は豚のと畜（枝肉までの処理を含む。以下同じ。）から部分肉加工まで一貫して実施する食肉処理施設のうち、輸出に取り組む施設をいう。

2 食鳥処理施設

家きんのと鳥から中抜き、大分割まで一貫して処理する食鳥処理施設のうち、輸出に取り組む施設をいう。

3 食肉処理施設等

食肉処理施設及び食鳥処理施設をいう。

4 精肉等製品

部分肉を更に小割・細切等により分割した肉をいう。

5 加工食品

食肉処理施設等において、と畜・と鳥又は部分肉加工・精肉等製品加工した食肉を原料として加工し、最終製品の割合の5割以上に当該原料を用いて製造した食品をいう。

6 省力化・自動化設備等

食肉処理施設におけると畜から部分肉又は精肉等製品の製造（包装、計量及びラベル貼付を含む。）までの工程において必要となる機械器具・設備のうち、省力化・自動化を図り、労働力不足を補完する効果を有するものをいう。

7 食肉加工施設

主に国内向けに部分肉や精肉等製品の製造を行う加工施設（食肉処理施設は含まない。）をいう。

8 委託加工施設

第3の3の事業において、食肉処理施設が、国内向けの部分肉や精肉等製品の製造を自社以外の事業者へ委託する場合における、委託先の食肉加工施設をいう。

9 委託加工事業者

委託加工施設を所有する又は所有する予定の事業者をいう。

第3 事業内容等

食肉処理施設等における処理機能の強化を図り、輸出機会を最大限に取り込める体制を構築するため、次に掲げる事業を実施できるものとする。

1 高度加工処理施設・設備等整備支援事業

食肉に対する多様化・細分化するニーズに対応するため、食肉処理施設等において、精肉等製品又は加工食品の製造を行うために必要となる高度な加工処理に対応した施設・設備等の整備を支援する。

2 省力化・自動化設備等整備支援事業

労働力不足を補完し、高度な食肉処理を行う機能の強化を図るため、食肉処理施設における省力化・自動化設備等の整備を支援する。

3 国内向け加工機能の外部移転支援事業

食肉の輸出向け出荷の増加を図るため、食肉処理施設における国内向けの部分肉又は精肉等製品の製造を行う機能を、当該施設の敷地外に所在する食肉加工施設（委託加工施設を含む。以下「敷地外食肉加工施設」という。）に移転するための施設・設備等の整備を支援する。

なお、移転先が委託加工施設の場合には、委託加工事業者を共同事業実施主体として、各種手続を事業実施主体と共同で実施するものとする。

第4 事業実施期間

本事業の実施期間は、おおむね2年以内とする。

第5 事業の実施基準等

1 事業実施主体（第3の3の事業の場合は、共同事業実施主体を含む。以下同じ。）が自己資金若しくは他の助成により本事業を実施中であり、又は既に完了しているものについては、本事業の交付の対象外とする。

2 国の他の補助事業による支援を現に受け、又は受ける予定となっている事業については、本事業の交付の対象外とする。

また、既存の施設・機械器具・設備等の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新については、本事業の交付の対象外とする。

3 施設の整備に伴う用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費については、交付の対象外とする。

4 事業の実施については、関係機関が一体となった推進体制が整備されているものとし、事業実施主体は、第7の1で設定する成果目標の達成のための推進活動を行うものとする。

5 交付対象事業費は、当該事業の実施地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、施設の整備の規模については、それぞれの事業目的に合致するものでなければならない。

また、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農蚕園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19

日付け56経第897号農林水産省大臣官房長通知)によるものとする。

- 6 交付の対象とする施設・設備等は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数がおおむね5年以上のものとする。

整備に当たっては、既存の施設・設備等及び資材の有効利用、事業費の低減等の観点から、当該事業実施地区の実情に照らし適当と認められる場合については、古品・古材又は間伐材の利用、増築、併設等を行うことができるものとする。

なお、原則として、この場合の古品・古材については新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- 7 施設・設備等の能力及び規模は、産地の飼養頭数、生産数量、出荷計画、労働力の確保状況等を勘案して決定するものとし、事業実施計画の作成に当たっては、適切な能力・規模の決定を行うものとする。また、当該施設（第3の3の事業の場合は、移転元の食肉処理施設）の受益農家は原則として5戸以上とする。

併せて、施設・設備等の利用率の向上、処理量の増大、コスト低減を図るための処理・加工技術、製品の商品性を含む市場調査の方法、販売方法等についても十分な検討を行うものとする。

- 8 施設・設備等の利用料金を設定する場合は、原則として施設・設備等の管理運営に必要な経費の範囲内で設定するものとする。

- 9 本事業により整備した施設（以下「整備後施設」という。）の所有者以外の者に貸し付けることを目的として施設を整備する場合については、次のとおりとする。

- (1) 貸付けの方法、貸付けの対象となる者等については、都道府県知事を経由し地方農政局長等（北海道にあっては北海道農政事務所長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他都府県にあっては当該都府県の区域を管轄する地方農政局長をいう。以下同じ。）と協議するものとし、これらの事項について変更する場合にあっては同様とする。

- (2) 整備後施設の所有者が賃貸料を徴収する場合は、賃貸料は、原則として、「事業実施主体負担（事業費－交付金）／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内であるものとする。

- (3) 貸借契約は、文書によって行うものとする。

なお、整備後施設の所有者は、貸借契約に明記した事項が利用者又は自らと競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

第6 採択要件及び配分基準

1 事業の採択要件

交付等要綱別表1の採択要件の欄の農林水産省畜産局長（以下「畜産局長」という。）が別に定める要件は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施主体が都道府県又は市町村以外の場合にあっては、次に掲げる要件を全て満たすこと。

ア 事務局を設置しており、かつ、代表者、意思決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「規約」という。）を定め、事

業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。

イ 規約において、一の手続につき複数の者が関与するなど事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

ウ 規約において、各年度の事業計画、収支予算等を構成員が参加する総会等により承認することとしていること。

エ 構成員である法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団でないこと及び法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が同条第6号に規定する暴力団員）でないこと。

(2) 事業実施主体（第3の3の事業において、委託加工施設に移転する場合にあっては、委託元の食肉処理施設）が、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号）第37条第1項に定める輸出事業計画の認定を受けていること、又は本事業により整備する施設・設備等がしゅん工するおおむね3か月前までの間に認定を受けることを明確にしていること。

(3) 第3の1又は2の事業により整備する施設・設備等は、輸出先国が定める衛生基準等に対応し、食肉の輸出向け出荷の増加を図るものであること。

(4) 第3の3の事業により整備する施設・設備等は、食肉処理施設における食肉の輸出向け出荷の増加を図るために必要なものであること。

(5) 第3の1又は2の事業により行う食肉処理施設の新設又は改修は、当該施設が所在する都道府県が定める食肉の流通合理化計画に係る都道府県計画（以下「流通合理化計画」という。）に基づくものであること。

(6) 第3の1又は2の事業により食肉処理施設を整備する事業実施主体は、施設の整備について、流通合理化計画に基づく整備計画を作成し、当該施設が所在する都道府県知事による承認を受けていること。

(7) 第3の1又は2により整備する施設・設備等においては、整備する食肉処理施設等と畜・と鳥又は部分肉加工・精肉加工された食肉を主として使用すること。

(8) 事業実施主体は、環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）に記載された各取組について、事業実施期間中に実施する旨をチェックした上で、当該チェックシートを都道府県知事に提出すること。

2 交付金の配分基準

(1) 前年度からの継続事業等に対する配分

本事業及び食肉生産流通多角化施設整備事業（令和3年3月31日付け2生畜第2359号農林水産省生産局長通知の別記1）のうち、交付等要綱第13第1項に定める交付決定を受けた事業実施計画であって、事業実施期間が複数年の事業実施計画の2年度目以降の実施に要する継続要望額（別紙様式第2号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の3の事業費の内訳の交付金の額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

(2) 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

予算額から(1)に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表に掲げる各事業の評価項目に定める配分基準に従ってポイントを与えた上で、以下に従い算定された額を合計し、各都道府県へ配分する。

なお、配分基準に基づくポイントが10ポイント以上の事業実施計画を交付金の配分対象とする。

ア 配分対象となる事業実施計画について、ポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金として配分する。

イ 同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、要望額が小さい順に配分し、その結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合は、当該配分可能額を要望額の8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

(3) 事業実施計画1件当たりの上限要望額は、1年度当たり1億円とする。

(4) 配分基準の考え方の見直し

(1)及び(2)で定める配分基準の考え方については、個別事業の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、見直しを行うものとする。

3 留意事項

(1) 別表に掲げる各事業の評価項目に定める配点基準に沿ってポイントを与えられた事業実施計画が、そのポイントに該当する審査基準の内容とは異なり、与えられたポイントを下回ることが明らかとなった場合は、事業を実施できないものとする。

(2) 都道府県は、配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合は、当該年度及び次年度において要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事業があると地方農政局長等が認める場合は、この限りではない。

第7 成果目標及び目標年度

1 成果目標

成果目標は、以下の(1)及び(2)に掲げるものとする。

(1) 事業ごとに、目標年度までに以下の目標を達成すること。

ア 高度加工処理施設・設備等整備支援事業

整備後施設における精肉等製品又は加工食品の輸出額又は輸出量を増加すること(新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、輸出を新規で実施すること)とし、具体的に達成すべき目標値は、事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

イ 省力化・自動化設備等整備支援事業

整備後施設における部分肉・精肉等製品の輸出額又は輸出量を増加すること(新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、輸出を新規で実施すること)とし、具体的に達成すべき目標値は、事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

ウ 国内向け加工機能の外部移転支援事業

以下の①及び②について、具体的に達成すべき目標値を、事業実施主体が事業実施計画において設定するものとする。

- ① 移転元の食肉処理施設における部分肉・精肉等製品の輸出額又は輸出量を増加すること（新規の取組又は直近年の輸出実績がない場合は、輸出を新規で実施すること）。
- ② 整備後施設における部分肉・精肉等製品の生産量が、食肉処理施設からの移転を計画している生産量に見合う水準となること。

(2) 別表の配分基準に掲げる達成すべき成果目標のうち、事業実施主体が選択し、設定した目標を達成すること。

2 目標年度

事業完了年度から3年以内に設定するものとする。

第8 交付対象経費等

1 交付対象経費

事業ごとに、次に掲げる施設・設備等の整備に要する経費とする。

(1) 高度加工処理施設・設備等整備支援事業

- ア 精肉等製品・加工食品の製造に必要な施設の建築物の整備
- イ 精肉等製品の製造を一体的に行う場合の部分肉加工、精肉等製品加工、搬送、冷蔵、冷凍、保管、包装、出荷、給水、排水・汚水処理、衛生管理その他精肉等製品・加工食品の製造に当たり必要となる機械器具・設備の整備
- ウ 施設等及び機械器具・設備の整備に係る設計費

(2) 省力化・自動化設備等整備支援事業

- ア と畜から部分肉又は精肉等製品の製造（包装、計量及びラベル貼付を含む。）までの工程において必要となる機械器具・設備であって、省力化・自動化を図るために必要となる機械器具・設備の整備
- イ 機械器具・設備の整備に係る設計費

(3) 国内向け加工機能の外部移転支援事業

- ア 部分肉・精肉等製品の製造に必要な施設の建築物の整備
- イ 部分肉加工、精肉等製品加工、搬送、冷蔵、冷凍、保管、包装、出荷その他部分肉・精肉等製品の製造に当たりに必要な機械器具・設備の整備
- ウ 施設等及び機械器具・設備の整備に係る設計費

2 交付対象施設の基準等

整備の一般基準は、次のとおりとする。

- (1) 汚水処理施設・設備を整備する場合は、当該施設から発生する汚水を水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）第3条第1項の規定に基づき定められた排水基準以下まで処理し得る能力を有すること。
- (2) 衛生管理施設・設備を整備する場合は、輸出に係る設備であって、輸出先国が定める衛生基準等を遵守するために必要なものとする（一般衛生管理施設については、高度な衛生管理の実施に必要な場合に限り更衣室、便所及び手洗所を整備でき

るものとする。) 。

第9 事業実施等の手続

1 事業実施計画の作成及び協議

交付等要綱第10に基づく事業実施計画に係る手続は、以下のとおり実施するものとする。

(1) 事業実施主体は、事業実施計画を作成し、別紙様式第1号により都道府県知事に提出するものとする。

ただし、事業実施主体のうち都道府県及び市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条に定める一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。）以外の者が事業実施主体である場合にあっては、市町村長（実施地区の範囲が複数の市町村の区域に及ぶ場合にあっては、主たる市町村長（一部事務組合にあっては管理者又は理事、広域連合にあってはその長とする。以下同じ。）とする。）を経由できるものとし、この場合、市町村長は、事業実施主体が作成した事業実施計画について必要な指導及び調整を行い、都道府県知事に提出するものとする。

なお、事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止が生じた場合は、当該都道府県知事と協議を行うものとする。

(2) 都道府県知事は、(1)により提出された事業実施計画及び自らが事業実施主体となる事業の内容を踏まえ、別紙様式第2号により都道府県計画を作成し、その成果目標の妥当性について、自ら検討を行った上で、別紙様式第3号により地方農政局長等に提出し、その成果目標の妥当性について協議を行うものとする。

(3) 地方農政局長等は、(2)の協議を受けた場合は、必要に応じ関係部局で構成する検討会等を開催して協議の内容を検討することとし、検討会等の運営に当たっては公平性の確保に努めるものとする。ただし、複数年度にわたって事業を実施する事業実施主体の事業実施計画の協議の内容の検討に当たっては、既に地方農政局長等との協議が整っている場合は、書類のみによる協議も可とする。

(4) 都道府県知事は、都道府県計画について、成果目標の達成に資する場合には、本事業の範囲内で、都道府県計画の取組内容等を変更することができるものとする。ただし、次に掲げる事業内容を変更する場合にあっては、(2)に準じた手続を行うものとする。

ア 事業実施主体の変更

イ 成果目標の変更

ウ 都道府県が事業実施主体の場合、実施する事業内容の変更

2 事業の着工

事業の着工は、原則として、交付金交付決定に基づき行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつやむを得ない事情による場合は、交付決定前に着手することができるものとする。

第10 事業実施状況の報告

交付等要綱第32に基づく事業実施状況の報告については、次に掲げる方法で実施す

るものとする。

- 1 事業実施主体は、事業完了年度から目標年度の前年度までの間において、毎年度、事業実施状況の点検を自ら行い、別紙様式第4号により、報告に係る年度の翌年度7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。ただし、目標年度以前に成果目標を達成した場合にあっては、当該報告を第11の1の報告に代えることができるものとする。
- 2 都道府県知事は、事業実施主体から前項の規定による事業実施状況の報告を受けた場合には、その内容を点検し、事業実施計画に定められた成果目標の達成が遅れていると判断した場合は、当該事業実施主体に対して改善計画を提出させるなど、適切な改善措置を講ずるものとする。
- 3 都道府県知事は、1の規定により事業実施主体から報告を受けた事業実施状況及び自ら事業実施主体として作成した事業実施状況について、前項の規定による点検結果を踏まえて別紙様式第5号により事業実施状況報告書を作成し、報告を受けた年度の9月末日までに、地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 前項の報告を受けた地方農政局長等は、当該報告の写しを畜産局長に速やかに送付するとともに、成果目標の進捗状況等の点検を行い、その結果を踏まえ、必要に応じ、都道府県知事を指導するものとする。

この場合において、地方農政局長等は、当該指導の内容と結果を、報告を受けた年度の12月末日までに畜産局長に報告するものとする。
- 5 畜産局長及び地方農政局長等は、都道府県知事に対し、前項の規定によるもののほか、必要に応じ、事業実施主体ごとの事業実施状況について、報告を求めることができるものとする。

第11 事業の評価

事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、次に掲げる方法で事業評価を行うものとする。

- 1 事業実施主体は、事業実施計画の目標年度の翌年度において、目標年度の成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別紙様式第4号により評価報告書を作成し、目標年度の翌年度の7月末日までに都道府県知事に報告するものとする。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けた場合には、その内容を点検し、その結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていないと認める場合には、当該事業実施主体に対し、必要な改善措置を指導し、当該成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 都道府県知事は、1により報告を受けた事業成果の状況及び自ら事業実施主体として作成した事業成果の状況について、前項の規定による点検の結果を踏まえて目標年度の翌年度の9月末日までに別紙様式第5号により地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 地方農政局長等は、前項の都道府県知事からの報告を受けた場合には、内容を点検評価し、遅滞なく関係部局で構成する検討会を開催し、成果目標の達成度等の評価を行うこととし、必要に応じこの評価結果を踏まえ、都道府県知事を指導するものとする。

る。

なお、当該評価結果を畜産局長に報告するものとする。

- 5 地方農政局長等は、前項の点検評価の結果、事業実施計画に掲げた成果目標の全部又は一部が達成されていない場合には、都道府県知事に改善措置を提出させるものとする。
- 6 畜産局長は、4の地方農政局長等からの報告を受けた場合には、評価結果を取りまとめ、次年度の適正な事業の執行に反映させるものとする。
- 7 事業評価を行った都道府県知事及び地方農政局長等は、原則として事業評価を行った年度に、その結果を公表するものとする。
- 8 畜産局長は、本事業の効果的な実施に資するため、実施効果等の必要な事項に関する調査を行うものとする。

第12 他の施策等との関連

本事業の実施に当たっては、次に掲げる施策等との関連及び活用に配慮するものとする。

- 1 畜産物の需給の安定のための施策
- 2 株式会社日本政策金融公庫資金（沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫資金）等農業金融に関する施策
- 3 農林水産物・食品の輸出促進対策に関する施策

第13 その他

1 周辺環境への配慮

施設整備に当たっては、環境汚染、騒音等の公害・衛生問題等に留意するものとする。

また、事業費の低減を図ることを基本としつつ、立地場所の選定や当該施設のデザイン、塗装、事業名の表示等について、周辺景観との調和が図られるよう十分配慮するものとする。

2 残さ等の有効活用等

部分肉、精肉等製品又は加工食品の製造に当たって生じた残さ等については、再資源化等有効活用努めるものとする。

3 作業安全対策の実施

事業実施主体は、作業従事者等の安全の確保を推進するため、作業安全対策に係る取組状況の点検に努めるものとする。

4 交付対象事業の公表

本事業の適正な実施及び透明性の確保を図るため、都道府県知事は、交付対象事業が完了した場合、実施した事業の概要について、都道府県のホームページへの掲載等により、事業完了年度の翌年度の7月末日までに公表を行うものとする。

5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の活用

本事業により、地方公共団体が公益的施設を整備する場合は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）の活用努める

ものとする。

6 管理運営

(1) 管理運営

事業実施主体は、本事業により交付金を受けて整備した施設・設備等（以下「整備後施設等」という。）を常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

(2) 管理委託

施設・設備等の管理は、原則として、整備後施設等の所有者が行うものとする。

ただし、整備後施設等の所有者が当該施設・設備等の管理運営を直接行い難い場合には、原則として、都道府県知事が適当と認める者に、整備目的が確保される場合に限り、当該施設の管理運営をさせることができるものとする。

(3) 指導監督

都道府県知事は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体（管理を委託している場合には管理主体）に対し、適正な管理運営が行われるよう指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、都道府県知事は、関係書類の整備、施設等の管理・処分等において適切な措置を講ずるよう、十分に指導監督するものとする。

(4) 交付金の経理の適正化

交付金に係る経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

(5) 事業名等の表示

整備後施設等には、本事業名等を表示するものとする。

7 その他

本事業の実施につき必要な事項については、「食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉流通構造高度化・輸出拡大事業及び輸出食肉処理施設機能高度化事業に係る交付対象事業事務及び交付対象事業費の取扱いについて」（令和6年3月28日付け5畜産第2230号農林水産省畜産局長通知）を適用するものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表 配分基準表

以下の類別1から3までから3つ、類別4から7までから2つを選択できるものとし、最大で合計5つの成果目標又は現況値ポイントを設定するものとする。また、類別8から9までに該当する場合には、それぞれポイントを加算することができるものとする。

畜種	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント								
共通	1	<p>・以下の①及び②に該当するものを選択し加算できるものとする。</p> <p>①目標年度までの期間の輸出累計額がおおむね補助金額に見合う水準となること (=目標年度までの輸出累計額/補助金額) 120%以上・・・5ポイント 115%以上・・・4ポイント 110%以上・・・3ポイント 105%以上・・・2ポイント 100%以上・・・1ポイント</p> <p>加えて、</p> <p>②目標年度における部分肉・精肉等製品・加工食品の輸出額の増加率 30%以上・・・5ポイント 25%以上・・・4ポイント 20%以上・・・3ポイント 15%以上・・・2ポイント 10%以上・・・1ポイント</p> <p>又は 輸出を新規で行う場合又は直近年の輸出実績がない場合は、目標年度における部分肉・精肉等製品・加工食品の輸出額 1億円以上・・・5ポイント 7千万円以上・・・4ポイント 5千万円以上・・・3ポイント 3千万円以上・・・2ポイント 1千万円以上・・・1ポイント</p>	<p>・以下の①又は②のうち1つを選択できるものとする。</p> <p>①以下から、合わせて合計5ポイントまでを選択できるものとする。 ・直近3年間継続して輸出実績がある・・・2ポイント ・直近3年のうち年間輸出額の最大金額が次のいずれかに該当する 1億円以上・・・3ポイント 5千万円以上・・・2ポイント 1千万円以上・・・1ポイント</p> <p>②以下のいずれかを選択できるものとする。 ・GFP（農林水産物・食品輸出プロジェクト）会員である・・・1ポイント ・輸出関係のセミナーに参加したことがある・・・1ポイント</p>								
共通	2	<p>・施設の受益農家数 30戸以上・・・5ポイント 15戸以上・・・3ポイント 5戸以上・・・1ポイント</p> <p>※現況値ポイントを選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。</p>	<p>・施設の受益農家数。 30戸以上・・・5ポイント 15戸以上・・・3ポイント 5戸以上・・・1ポイント</p>								
共通	3	<p>・以下の①から⑧までに該当するもの全てを選択し加算できるものとする。 ただし、ポイントの合計は10ポイントを上限とする。</p> <p>①HACCP等認定（民間認証を含む。）を取得すること・・・2ポイント ②ハラール認証を取得すること・・・2ポイント ③「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（以下「実行戦略」という。）で定めるターゲット国・地域（輸出可能な国・地域に限る。）を追加すること（英国、欧州連合、スイス、リヒテンシュタイン及びノルウェー（以下「EU等」という。）に輸出する場合は、輸出先国の数にかかわらず、EU等を1か国としてカウントする。） ・・・・（1か国・地域につき）1ポイント</p> <table border="1" data-bbox="457 2614 1169 2783"> <thead> <tr> <th>品目</th> <th>ターゲット国・地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛肉</td> <td>香港、台湾、米国、EU等、イスラム諸国</td> </tr> <tr> <td>豚肉</td> <td>香港、シンガポール、タイ、台湾</td> </tr> <tr> <td>鶏肉</td> <td>香港、ベトナム、シンガポール、EU等</td> </tr> </tbody> </table>	品目	ターゲット国・地域	牛肉	香港、台湾、米国、EU等、イスラム諸国	豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾	鶏肉	香港、ベトナム、シンガポール、EU等	<p>・以下の①から⑥までの中から1つを選択するものとする。</p> <p>①事業実施主体が輸出関連の協議会に参加していること又は協議会の構成員であること・・・5ポイント ②HACCP等認定を取得していること・・・4ポイント ③ハラール認証を取得していること・・・4ポイント ④輸出先国における対象品目の市場調査を実施していること・・・3ポイント ⑤輸出対象品目を含む輸出先国の輸出に関する商談会等に参加したことがあること・・・2ポイント ⑥輸出対象品目を含む日本国内や輸出先国以外の輸出に関する商談会等に参加したことがあること ・・・・1ポイント</p>
品目	ターゲット国・地域										
牛肉	香港、台湾、米国、EU等、イスラム諸国										
豚肉	香港、シンガポール、タイ、台湾										
鶏肉	香港、ベトナム、シンガポール、EU等										

		<p>④施設整備により輸出品目を追加すること（新規の取組の場合、2品目目以降）・・・（1か国につき）1ポイント</p> <p>⑤輸出先国開催の商談会等に参加すること・・・1ポイント</p> <p>⑥有機 JAS 認証畜産物を取り扱うこと・・・・・・1ポイント</p> <p>⑦GAP 認証畜産物を取り扱うこと・・・・・・1ポイント</p> <p>⑧デジタル技術等を活用し、生産者又は実需者等が生産性・収益性を向上するのに必要な情報を活用すること ・・・・・・1ポイント</p> <p>※現況値ポイントで②、③及び⑥を選択する場合は、成果目標ポイントで同様の取組を選択することはできない。ただし、輸出相手先が異なる場合はこの限りではない。</p>	
共通	4	<p>・①から③までのいずれかにより、5ポイントを上限として加算できるものとする。</p> <p>①部分肉・精肉等製品・加工食品の輸出向け出荷量の増加率 30%以上・・・・・・5ポイント 25%以上・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・1ポイント</p> <p>②部分肉・精肉等製品・加工食品の輸出向けの年間出荷量 4トン以上・・・・・・5ポイント 3トン以上・・・・・・4ポイント 2トン以上・・・・・・3ポイント 1トン以上・・・・・・2ポイント 0.5トン以上・・・・・・1ポイント</p> <p>③豚については、豚熱の発生等により豚肉輸出が可能でない場合であって、国内の豚熱が清浄化した際には、速やかに豚精肉等製品の輸出に取り組む計画であること ・・・・・・1ポイント</p> <p>※都道府県畜産主務課長の副申を要するものとする。</p>	
牛肉、豚肉	5	<p>・1頭当たりの部分肉・精肉等製品・加工品のいずれかにおける処理加工コスト（処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、労務費、管理費その他必要な経費を計上）の削減率 12.5%以上・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・4ポイント 7.5%以上・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・2ポイント 2.5%以上・・・・・・1ポイント</p>	
牛肉、豚肉	6	<p>・①又は②のいずれかにより、5ポイントを上限として加算できるものとする。</p> <p>①精肉等製品・加工品への仕向割合の増加率 15%以上・・・・・・5ポイント 12.5%以上・・・・・・4ポイント 10.0%以上・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・1ポイント</p> <p>②部分肉・精肉等製品・加工品への仕向割合 70%以上・・・・・・5ポイント</p>	

		65%以上・・・4ポイント 60%以上・・・3ポイント 55%以上・・・2ポイント 50%以上・・・1ポイント	
鶏肉	7	・年間処理羽数が125万羽以上 625万羽以上・・・5ポイント 500万羽以上・・・4ポイント 375万羽以上・・・3ポイント 250万羽以上・・・2ポイント 125万羽以上・・・1ポイント	

(加算ポイント)

畜種	類別	加算ポイントの内容
共通	8	実行戦略に基づき輸出産地として産地リストに掲載されること・・・2ポイント
共通	9	当該施設整備に要する経費に対して都道府県等の自治体からの本事業以外の財政的支援がある計画に対しては、その額に応じて加算することができることとする。 1億円以上・・・5ポイント 5,000万円以上・・・4ポイント 3,000万円以上・・・3ポイント 1,000万円以上・・・2ポイント 500万円以上・・・1ポイント

別紙様式第1号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代 表 者 名

〇〇年度輸出食肉処理施設機能高度化事業実施計画の承認（変更）申請について

輸出食肉処理施設機能高度化事業実施要領（令和6年3月28日付け5畜産第2229号農林水産省畜産局長通知）の第9の1の（1）に基づき、関係書類を添えて（変更）承認申請します。

- （注）1 国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、事業実施主体名及び代表者氏名に、共同事業実施主体名及び代表者氏名を併記すること。
- 2 関係書類として、別添1の事業実施計画書及び環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）を添付すること。

輸出食肉処理施設機能高度化事業
事業実施計画書

事業実施年度:令和 年度(年目)

都道府県・市町村名:

事業実施主体名:

代 表 者:

注:国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、事業実施主体名及び代表者に、共同事業実施主体名及び代表者を併記すること。

1 事業実施主体の情報

事業実施主体名		代表者氏名		電話番号	
住所	〒 .				
資本構成・比率 (%)					

注1：事業実施主体の本社と処理施設の住所が異なる場合には、それぞれ記載すること。

注2：事業実施主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

注3：国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、欄を追加し、共同事業実施主体に関する情報を追記すること。

2 事業内容

事業： 高度加工処理施設・設備等整備支援事業 / 省力化・自動化設備等整備支援事業 / 国内向け加工機能の外部移転支援事業

注：該当する事業に○を付けた上で、詳細を記載すること。

3 施設の概要（現状：○年○月時点）

【食肉処理施設】※高度加工処理施設・設備等整備支援事業、省力化・自動化設備等整備支援事業、国内向け加工機能の外部移転支援事業の場合に記載

施設名	と畜頭数（頭）		部分肉仕向け頭数（頭）（割合）		部分肉製造量（トン）		精肉等製品製造量（トン）		加工食品の製造品目と製造量（トン）		精肉等製品・加工食品の製造品目と輸出量（トン）			受益農家数（戸）		産地リスト掲載（有・無）
	牛	豚	牛	豚	牛	豚	牛	豚	(例) ローストビーフ	(例) スライス肉				牛	豚	
			()	()												

注：部分肉仕向け頭数の欄の（ ）には、と畜頭数に占める部分肉仕向け頭数の割合を記載すること。

【食鳥処理施設】※高度加工処理施設・設備等整備支援事業の場合に記載

施設名	食鳥処理羽数（羽）			精肉等製品製造量（トン）（割合）			加工食品の製造品目と製造量（トン）		精肉等製品・加工食品の製造品目と輸出量（トン）				受益農家数（戸）	産地リスト掲載（有・無）	
	ブロイラー	成鶏	地鶏	部位（）	部位（）	部位（）	(例) 焼き鳥	(例) 産地パック（深絞りパック）	(例) 焼き鳥						
				()	()	()			()	()	()	()	()		

注：「精肉等製品仕向け量」の欄には、本事業を利用して輸出する部位を記載した上でその生産量を記載すること。

	【類別7】	【類別8】	高度加工処理施設・設備等支援事業		省力化・自動化設備等整備支援事業		国内向け加工機能の外部移転支援事業			
	年間処理羽数 (羽)	輸出産地として 産地リストに 掲載されること	整備後施設における精肉等製品又は 加工食品の輸出額又は輸出量を増加		整備後施設における部分肉・精肉等製品 の輸出額又は輸出量を増加		移転元の食肉処理施設における 部分肉・精肉等製品の 輸出額又は輸出量を増加		整備後施設における部分肉・精肉等製品の 生産量が、食肉処理施設からの移転を 計画している生産量に見合うこと	
			(輸出額)	(輸出量)	(輸出額)	(輸出量)	(輸出額)	(輸出量)	(移転を計画している生産量)	(整備後施設の実生産量)
現状 (○年度)										
目標 (○年度)										

注1：要領別表の配分基準表で選択した類別及び活用する事業に応じて記載すること。

注2：「目標」は、事業実施年度から3年度以内とする。

5 事業計画

(1) 総括表

	総事業費 (円)				備考
	国費	自己負担	その他		
整備事業					

(2) 内訳

ア 全体事業計画

事業内容 (工種、規模、能力等)	総事業費 (円)			完了 年月日	費用対効果 分析	備考
	国費	自己負担	その他			
合計						

イ 整備計画

	設置する設備等の内容			総事業費（円） ①+②		補助対象外 経費（円）①	補助対象 経費（円）②			耐用年数	補助残融資担保 （該当に○）	備考
	区分	台数	規格、型式、能力	単価	事業費		国庫	自己負担	その他			
施設等整備費												
小計												
消費税相当額												
総合計												

(3) 補助残融資担保（(2)イの補助残融資担保に該当する施設について記載）

補助金の交付を受けて整備する物件を担保に供し、金融機関から融資を受ける場合の融資の内容				
金融機関名	融資名	融資を受けようとする金額	償還年数	その他

7 収支予算（又は精算）

(1) 収入の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（円） （又は本年度精算額）	比較		備考
			増	△減	
国庫補助金					
その他					
合計					

(2) 支出の部

区分	本年度予算額（円）	前年度予算額（円）	比較		備考
			増	△減	
合計					

注1：各費目の細目ごとに具体的に記入し、備考欄には経費積算の基礎等を記入すること。

注2：適宜、行を追加して記入すること。

8 添付書類 (添付書類名に○を付すこと。)

添付書類	注意点
(1) 施設の規模決定に関する資料	既存施設の処理能力及び利用状況、整備予定施設の処理能力及び利用計画並びに整備予定施設の処理能力等の決定根拠が確認できる資料
(2) 概算設計書等	実施計画書に記載した事業費の算出根拠が確認できるもの
(3) 施設の設計図等	整備予定施設の設計図(平面図及び立面図)並びに用地内における建物(施設別)の配置図
(4) 財産処分申請に関する資料	事業実施予定の当初年度を含め過去5年間に補助事業等の財産処分を行った(承認申請中の案件も含む)場合は、当該処分申請に係る資料
(5) 費用対効果分析	「強い農業づくり総合支援交付金の費用対効果分析の実施について」に基づき、作成すること。また、引用している数値の根拠を様式中に記載するか、資料を添付すること
(6) 施設の収支計画書等	整備予定の施設の現状から目標年度までの収支が確認できる資料(支出については、施設の維持運営に必要な経費が適切に計上されているか、収入については販売価格又は利用料金が適切に設定されているかが確認できるもの) なお、収支計画については、(5)で作成する年総効果額算出基礎表のうち、経営収支計画をもって代えることができるものとする。
(7) 施設の管理運営規程等	整備する施設が将来にわたり適切に管理運営できる体制となっていることが確認できる資料
(8) 整備計画	食肉の流通合理化計画に基づき都道府県知事から承認を受けた整備計画
(9) 定款等	食肉処理施設の定款並びに直近の事業(業務)報告書及び計画書

9 個人情報の取扱い(任意)

同意します	<input type="checkbox"/>	本事業の実施に当たり、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第13条 [※] に則り、事業実施主体名、構成員、所在地、事業規模等について、事業実施主体の規模及び性質、採択の有無等にかかわらず、株式会社日本政策金融公庫に提供することに同意します。
同意しません	<input type="checkbox"/>	※農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律(令和元年法律第57号)第13条 国、都道府県等、株式会社日本政策金融公庫は、農林水産物及び食品の輸出の促進の総合的かつ一体的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

注: 同意しない場合でも、事業の採択等に影響はありません。

10 補助事業等の財産処分状況について(当初年度を含め過去5年間)

事業名	実施年度	事業費(千円)	財産処分承認 月日	当初事業内容及び処分内容

注: 補助事業等の財産処分の承認申請中の案件にあっても記入するとともに当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

- ・ 該当がない場合は「当初事業内容及び処分内容」の欄に該当なしと記入すること。
- ・ 該当する施設がある場合は、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。
- ・ 認可団体がある場合は、その内容を記載し、備考欄にその旨を記載すること。
- ・ 補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の譲渡を受けた場合若しくは受ける予定のある場合は、その旨を記入するとともに、当該施設の処分申請に係る資料を添付すること。

(都道府県名：)

1. 総括表

番号	市町村名	地区名	事業実施主体名	対象畜種等名、 輸出品目	事業名 (リストから選択)	事業内容 (工種、施設区分、 構造、規格、能力 等)	総事業費 (円)	負担区分 (円)			完了 年月日	備考
								交付金	都道府県費 市町村費	その他		
1												
2												
3												

- (注) 1 「市町村名」の欄は、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 2 国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、「事業実施主体名」の欄に、共同事業実施主体名を括弧書きで併記すること。
 3 「対象畜種等名、輸出品目」の欄は、対象となる具体的な畜種等名を記入することし、複数畜種を対象とする場合にあつては併記すること。また、施設整備によって輸出する品目を記入すること。
 4 「事業内容」の欄は、要綱別表に掲げる事業の内容を記入するほか、整備する施設の規模、処理量等を含めて記入すること。
 5 複数年度の事業の場合は、年度別の事業計画を別添の年度別実施計画書に記入すること。
 6 複数年の事業であつて、2年度目の事業を実施する場合は、3. 継続事業に記入し、本表には記入しないこと。

2. 個別表

I 類別1～9													(〇〇県)		(〇〇年度)							
番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	類別	I 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値					成果目標ポイント		類別	II 達成すべき成果目標の内容及び現況値					成果目標ポイント				
					成果目標の内容					現況値の内容	目標		現況等	成果目標の内容					現況値の内容	目標	現況等	
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法				
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)			(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				
										(事業実施主体の現況)								(事業実施主体の現況)				

番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	類別	III 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値					成果目標ポイント		類別	IV 達成すべき成果目標の内容及び現況値					成果目標ポイント				
					成果目標の内容					現況値の内容	目標		現況等	成果目標の内容					現況値の内容	目標	現況等	
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法				
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)			(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)				
										(事業実施主体の現況)								(事業実施主体の現況)				

番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	類別	V 達成すべき成果目標の具体的な内容及び現況値					成果目標ポイント		(類別8) 輸出産地リスト 掲載ポイント	(類別9) 都道府県等の財政支援追加ポイント ※財政的支援額及び理由を記載すること	ポイント総計	
					成果目標の内容					現況値の内容	目標				現況等
					現状値	目標値	増減率等	目標数値の考え方	事後評価の検証方法						
					(〇〇年)	(〇〇年)				(設定基準・項目)					
										(事業実施主体の現況)					

(注) 1 「番号」欄は、総括表と同様の番号を記入すること。

2 「類別」欄は、要領別表の配分基準表に定める類別番号を記入すること。

3 「目標値」の欄は、別表の「達成すべき成果目標基準」に沿って、内容・目標数値を記入すること。

なお、「現状値」については、要領別表の配分基準表に特に定める場合を除き、原則、直近年のデータとし、直近年が異常年であった場合（激甚災害の発生等）は、さらに前年のデータ又は過去数年の平均を現状値とすることができる。

4 「目標数値決定の考え方」の欄は、目標数値の決定にあたって、現状を明らかにし、どのような取組を行うことにより、具体的にどれだけの効果が期待され、その結果として、目標をどれだけ達成できるのかを記入すること。

5 「事後評価の検証方法」の欄は、現状値及び目標値の算出方法について、客観的な手法（方法）により検証ができることを記入すること。

II 事業ごとに設定する目標

番号	市町村名	事業実施主体名	対象となる畜種等	【高度加工処理施設・設備支援事業】				【省力化・自動化設備等整備支援事業】				【国内向け加工機能の外部移転支援事業】				【共通】 目標数値の考え方	
				整備後施設における精肉等製品又は加工食品に係る 輸出額又は輸出量を増加				整備後施設における部分肉・精肉等製品に係る 輸出額又は輸出量を増加				移転元の食肉処理施設における部分肉・精肉等製品に係る 輸出額又は輸出量を増加					整備後施設における部分肉・精肉等製品の生産量が、 食肉処理施設からの移転を計画している生産量に見合うこと
				輸出額		輸出量		輸出量		輸出量		輸出額		輸出量			
				現況値	目標値	現況値	目標値	現況値	目標値	現況値	目標値	現況値	目標値	現況値	目標値		
				(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)	(〇〇年)		

(注) 1該当する事業に応じて記載すること。

3. 継続事業

(都道府県名：)

市町村名	地区名	事業実施期間		事業実施主体名	事業内容 (工種、施設区分、構造、規格、能力等)	事業費の内訳 (円)		備考
		開始年度	完了年度			事業費	交付金	

- (注) 1 本表は、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の事業費を記入すること。
 2 「市町村名」の欄は、都道府県が事業を行う場合には省略すること。
 3 国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、「事業実施主体名」の欄に、共同事業実施主体名を括弧書きで併記すること。
 4 「事業内容」の欄には、整備する施設の規模、処理量、施設等の内容等を含めて記入すること。

(別紙様式第2号 別添)

年度別実施計画書

1 年度別計画表 (事業実施期間を2年以上とする場合に限る。)

(都道府県名:)

市町村名	地区名	事業実施 主体名	事業内容	事業実施期間		総事業費 (千円)	年度別事業内容及び事業費 (千円)						
				開始年度	完了年度		〇〇年度 (開始年)		〇〇年度 (2年目)		〇〇年度 (年目)		
							事業内容	事業費	事業内容	事業費	事業内容	事業費	
				〇〇年度	〇〇年度								

(注) 国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、「事業実施主体名」の欄に、共同事業実施主体名を括弧書きで併記すること。

別紙様式第3号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務局長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事
氏 名

〇〇年度輸出食肉処理施設機能高度化事業の成果目標の（変更の）妥当性等の協議
について

輸出食肉処理施設機能高度化業実施要領（令和6年3月28日付け5畜産第2229号農林水産
省畜産局長通知）別記1の第9の1の（2）の規定に基づき、関係書類を添えて協議する。

- （注）
- 1 関係書類として、別紙様式第2号の都道府県事業実施計画及び環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート（食品関連事業者向け）を添付すること
 - 2 必要に応じて都道府県内の取組一覧表を作成し、添付すること
 - 3 都道府県の協議がある場合は、都道府県事業実施計画のほか、事業実施計画書を添付すること

別紙様式第4号

番 号
年 月 日

都道府県知事 殿

事業実施主体名
代表者氏名

〇〇年度輸出食肉処理施設機能高度化事業の実施状況報告及び評価報告

輸出食肉処理施設機能高度化事業実施要領（令和6年3月28日付け5畜産第2229号農林水産省畜産局長通知）別記1の第10の1及び第11の1の規定に基づき、別添のとおり報告する。

（注） 国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、事業実施主体名及び代表者氏名に、共同事業実施主体名及び代表者氏名を併記すること。

輸出食肉処理施設機能高度化事業
実施状況報告書・評価報告書

事業実施年度： 年度

都道府県・市町村名：

事業実施主体名：

代 表 者：

注：国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、事業実施主体名及び代表者に、共同事業実施主体名及び代表者を併記すること。

1 事業実施主体の概要

事業実施主体名		代表者氏名		電話番号	
住所	〒 .				
資本構成・比率 (%)					

注1：事業実施主体の本社と処理施設の住所が異なる場合には、それぞれ記載すること。

注2：事業実施主体と運営主体が異なる場合には、運営主体の概要をこれに準じて作成すること。

注3：国内向け加工機能の外部移転支援事業を行う場合であって、委託加工事業者がいる場合は、欄を追加し、共同事業実施主体に関する情報を追記すること。

2 総事業費（補助額）： 円（ 円）

3 事業内容

事業： 高度加工処理施設・設備等整備支援事業 / 省力化・自動化設備等整備支援事業 / 国内向け加工機能の外部移転支援事業

注：該当する事業に○を付けた上で、詳細を記載すること。

4 成果目標の達成状況

	【類別1】					
	目標年度までの輸出累計額／補助金額			部分肉・精肉等製品・加工食品の輸出額の増加率 (新規又は直近年の輸出実績がない場合は、輸出額)		
	(輸出累計額)	(補助金額)	(%)	(輸出額)	(増加率)	(品目ごとの輸出の詳細)
事業実施前 (○年度)						
目標 (○年度)						
実績 (○年度)						

	【類別 2】	【類別 3】
	受益農家数	選択した内容について記載
	(戸)	
事業実施前 (○年度)		
目標 (○年度)		
実績 (○年度)		

	【類別 4】					
	部分肉・精肉等製品・加工食品の輸出向け出荷量の増加率			部分肉・精肉等製品・加工食品の輸出向け年間出荷量		豚熱清浄化後に速やかに豚精肉等製品の輸出に取り組む計画
	(輸出向け出荷量)	(増加率)	(品目ごとの輸出の詳細)	(輸出向け出荷量)	(品目ごとの輸出の詳細)	
事業実施前 (○年度)						
目標 (○年度)						
実績 (○年度)						

	【類別 5】		
	1頭当たりの部分肉・精肉等製品・加工品のいずれかにおける処理加工コストの削減率		
	(処理加工コスト)	(削減率)	(処理加工コストの詳細)
事業実施前 (○年度)			
目標 (○年度)			
実績 (○年度)			

	【類別 6】				
	精肉等製品・加工食品への仕向割合の増加率			部分肉・精肉等製品・加工食品への仕向割合	
	(仕向割合)	(増加率)	(品目ごとの仕向割合の詳細)	(仕向割合)	(品目ごとの仕向割合の詳細)
事業実施前 (○年度)					
目標 (○年度)					
実績 (○年度)					

	【類別 7】	【類別 8】
	年間処理羽数 (羽)	輸出産地として産地リストに 掲載されること
事業実施前 (○年度)		
目標 (○年度)		
実績 (○年度)		

	高度加工処理施設・設備等支援事業			省力化・自動化設備等整備支援事業		
	整備後施設における精肉等製品又は加工食品の 輸出額又は輸出量を増加			整備後施設における部分肉・精肉等製品 の輸出額又は輸出量を増加		
	(輸出額)	(輸出量)	(品目ごとの輸出の詳細)	(輸出額)	(輸出量)	(品目ごとの輸出の詳細)
事業実施前 (○年度)						
目標 (○年度)						
実績 (○年度)						

	国内向け加工機能の外部移転支援事業					
	移転元の食肉処理施設における部分肉・精肉等製品の 輸出額又は輸出量を増加			整備後施設における部分肉・精肉等製品の生産量が、 食肉処理施設からの移転を計画している生産量に見合うこと		
	(輸出額)	(輸出量)	(品目ごとの輸出の詳細)	(移転を計画している生産量)	(整備後施設の実生産量)	(品目ごとの生産の詳細)
事業実施前 (○年度)						
目標 (○年度)						
実績 (○年度)						

注：要領別表の配分基準表で選択した類別及び活用する事業に応じて記載すること。

5 取組の総評

6 評価

- A : 目標以上の成果を達成
- B : おおむね目標どおりの成果を達成
- C : 目標未達

注：A～Cのいずれかに○を付けること。

注：事業の効果、事業実施後の課題及び改善の方策（必要がある場合）を含めて記載すること。
必要に応じて、内容を確認できる資料を添付すること。

別紙様式第5号

番 号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
〔北海道にあつては、北海道農政事務所長
沖縄県にあつては、内閣府沖縄総合事務局長〕

都道府県知事
氏 名

〇〇年度輸出食肉処理施設機能高度化事業の事業実施状況報告及び評価報告

輸出食肉処理施設機能高度化事業実施要領（令和6年3月28日付け5畜産第2229号農林水産省畜産局長通知）別記1の第10の3及び第11の3の規定により別添のとおり報告する。

- （注）1 関係書類として、別添の都道府県事業実施状況報告書及び評価報告書を添付すること。
- 2 必要に応じて輸出食肉処理施設機能高度化事業実施要領第10の1及び第11の1の規定による事業実施状況報告書及び評価報告書（別紙様式第4号）を添付すること

